

平成30年度 第1回教科用図書足柄下採択検討会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成30年5月18日（金） 15：00～
- 2 場 所 箱根町立郷土資料館 学習室
- 3 出席者 *教科用図書足柄下採択検討会委員 21名
*事務局 箱根3名 真鶴2名 湯河原1名 計6名
- 4 傍聴者 0名

事務局： 担当課長	<p>皆さんこんにちは。ただ今より、平成30年度第1回足柄下採択検討会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、箱根町教育委員会学校教育課長の安藤です。</p> <p>同じく事務局で本日の資料を説明いたします、石黒です。</p> <p>それではここで、検討会委員のご紹介をさせていただきます。1ページの検討会規約第3条をご覧ください。本日、本検討会に出席していただいている委員は、この規定に基づく委員構成となっております。本来でしたら、お一人お一人のお名前をご紹介するところですが、3ページの検討会委員名簿をもって代えさせていただきます。</p> <p>なお、名簿の17番、足柄下郡校長会石井委員、20番、足柄下郡教育会北村委員、22番、箱根町PTA連絡協議会の大須賀委員、以上3名におきましては、欠席の連絡をいただいておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。本日の会議ですが議事概要を記録するため、会議を録音させていただいているのでご承知おきください。</p> <p>本日の会議の進め方ですが、会長・副会長が選出されるまでは、私が進行させていただきます。</p> <p>会長・副会長が選出されましたら、規約にのっとり、会長に議長を務めていただき、議事を進行していただきます。</p> <p>それでは事務局から「足柄下採択検討会規約」について説明いたします。</p> <p>それでは説明いたします。「足柄下採択検討会規約」について説明いたします。1ページと2ページをご覧ください。この規約は、平成27年4月1日から教科用図書の無償措置に関する法律等に改正があり、足柄下地区内の教育委員会において規約の見直しを行いました。第1条から順に説明いたします。第1条は目的についてです。</p> <p>足柄下採択検討会は、足柄下採択地区内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書を採択するための採択方針、調査研究</p>
--------------	--

	<p>や共同採択の進め方について協議を行うことを目的としています。</p> <p>第2条は検討会を設ける町の教育委員会についてです。箱根町、真鶴町、湯河原町教育委員会が検討会を設けています。</p> <p>第3条は委員についてです。各町教育長及び各町教育委員の他に、足柄下郡校長会、足柄下郡教育会、足柄下郡教員、各町保護者の代表として推薦された24名の委員をもって構成しています。</p> <p>第4条は役員についてです。検討会には会長1名、副会長1名を置くこととしています。本日の議事の中で選出いたします。</p> <p>第5条は役員の職務、第6条は会議についてです。</p> <p>第7条は調査員についてです。</p> <p>検討会は専門事項を調査するために調査員を置くができるとしています。調査員については、次第2「教科書採択について事務局からの説明」の中で詳しく説明いたします。</p> <p>第8条は委員及び調査員の要件についてです。第9条は庶務についてです。</p> <p>第10条は経費及び会計監査についてです。検討会の経費及び会計監査については、足柄下採択地区協議会規約の定めるところとしています。足柄下採択地区協議会についてはこの後説明いたします。</p> <p>第11条はその他となります。この規約は平成27年4月1日より施行しています。以上で検討会規約についての説明を終わります。</p>
事務局： 担当課長	<p>採択検討会規約について、ご質問等はありますでしょうか。</p> <p>『質問なし』</p>
事務局： 担当課長 事務局： 担当者	<p>それでは、次第2教科書採択について事務局から説明します。</p> <p>ここでは「教科書採択の仕組み」「採択までの流れ」の2点について説明いたします。</p> <p>それでは2点について説明いたします。まず、1点目として「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」について説明いたします。</p> <p>教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決めるということですが、その権限は『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第21条第6号の規定により、公立学校を所管する教育委員会に属します。その採択方法につきましては、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』によって次のように定められています。資料10ページの「参考資料1」をご覧ください。</p> <p>①発行者は、検定を経た教科書を文部科学大臣に届け出ます。</p> <p>②文部科学大臣は、届け出のあった教科書の目録を作成し、県教育委員会を通じて、市町村教育委員会、国立及び私立学校に送付し</p>

ます。

③発行者から教科書の見本本が、県や市町村教育委員会に送付されます。

④県教育委員会は、「教科用図書選定審議会」を設置し、この審議会から教科ごとに委嘱された調査員によって教科書の調査・研究を行い、その結果について県教育委員会に答申します。

⑤県教育委員会は、その答申を基に選定資料を作成し、採択権者である市町村教育委員会に送付するなどして、指導・助言・援助を行います。

⑥県教育委員会は、6月から7月にかけて教科書センターで教科書展示会を行い、誰でも教科書を閲覧できるようにします。足柄下採択地区内においては、小田原合同庁舎等で行われます。

⑦採択権者である市町村教育委員会は、県が作成した選定資料や採択地区で独自に調査・研究を行い作成した資料などを参考に教科書を採択します。

なお、採択された教科書は『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第14条及び『同法施行令』第15条の規定により、通常4年間同一の教科書を採択することとなっています。

続きまして、2点目として「採択までの流れ」について説明いたします。教科書の採択の権限は、先程説明しましたとおり、市町村教育委員会にありますが、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により、採択にあたっては、「市町村の区域又はこれらの区域をあわせた地域」を採択地区として設定することと規定されています。また、一つの採択地区内に二以上の市町村が存する場合には、採択地区協議会を設置して、同一の教科書を採択するための協議を行うこととなっています。下郡3町においては、平成31年度教科用図書の採択における採択地区に関する調査において、採択地区については、変更の希望なしで回答しておりますので、足柄下採択地区として3町で一つの採択地区を構成しており、検討会を設置して同一の教科書を採択するというものです。また、検討会には、協議に必要な資料を作成するため、調査会を置くこととなっています。本協議会におきましても、選出された教員を調査員として委嘱し、教科書の調査研究を行いますが、この調査研究は、小田原市と合同で行うこととなっています。

それでは、採択までの流れについて説明いたします。9ページの

資料3-2をご覧ください。

①各町で教育委員会定例会等を開き、各町の採択方針を議決します。

②第1回足柄下採択検討会で、採択方針の確認、調査研究等について協議を行います。

③5月21日（月）に第1回調査会が行われます。調査員の委嘱、調査研究についての協議が行われ、その後、調査研究を行い「調査研究報告書」を作成します。

④調査員がその結果を「第2回足柄下採択検討会」で報告します。

⑤「足柄下採択地区協議会」において、一種類の教科書を選定します。

⑥各町で教育委員会定例会等を開き、最終的に教科書の採択を行います。

⑦第3回足柄下採択検討会で、採択した教科書の報告を行います。以上が採択までの流れです。事務局からの説明を終わります。教科書採択について、ご質問等はありますでしょうか。

続きまして、足柄下採択地区協議会規約について、事務局より説明いたします。足柄下採択地区協議会規約について説明いたします。資料12ページをご覧ください。足柄下地区には、教科書に関する会が2つあります。一つがこの採択検討会で、もう一つが採択地区協議会です。それでは、採択地区協議会について、第1条から順に説明いたします。

第1条は目的についてです。足柄下採択地区協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、足柄下採択地区内の町立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行い、種目ごとに同一の教科用図書を採択することを目的としています。

第2条は名称についてです。

第3条は協議会を設ける町の教育委員会についてです。

第4条は組織及び委員についてです。この協議会は各町教育委員会の教育長及び教育委員をもって組織しています。

第5条は役員について、第6条は役員の職務について、第7条は庶務について、第8条は会議の招集及び運営についてです。

第9条は教科用図書の選定の方法についてです。選定方法について読み上げます。第九条 教科用図書の選定は、神奈川県教育委員

	<p>会が作成した選定資料並びに検討会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において、次の各項により決する。2 委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、上位の得票数に達した2種類の教科用図書について投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。</p> <p>第10条は選定した教科用図書の通知についてです。</p> <p>第11条は説明者の出席等についてです。</p> <p>第12条は小委員会についてです。採択替えのない年度については、各町教育長による小委員会を開き、足柄下採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行います。</p> <p>第13条は議事録及び資料の公表についてです。</p> <p>第14条は経費の支弁の方法等についてです。協議会及び検討会に要する経費は、各町教育委員会の協議により決定した額について、各町が負担することとなっています。</p> <p>第15条はその他となります。協議会規約は平成27年4月1日から施行しており、同年7月1日に一部改正しています。以上で協議会規約についての説明を終わります。</p>
事務局： 担当課長	協議会規約について、ご質問はありますでしょうか。 『質問なし』
事務局： 担当課長	それでは、議事1「役員の選出について」を議題といたします。事務局より説明いたします。
事務局： 担当	1ページの検討会規約をご覧ください。規約第4条に「会長及び副会長は、委員の互選により決める。」と規定されています。従いまして、先程ご覧いただきました3ページの委員名簿の中から会長及び副会長の選出をお願いいたします。以上です。会長、副会長の選出については、如何いたしますか。
委員A	事務局案があればお聞かせください。

事務局： 担当者	それでは、事務局案を提案させていただきます。事務局案といたしましては、今までの慣例により、役員は4年ごとの持ち回りで行っていることから、会長に箱根町の小林教育長を、副会長に湯河原町の高橋教育長を推薦したいと思います。以上です。
事務局： 担当課長	ただいま、事務局案について提案いたしましたが、如何でしょうか。特にご意見等がないようですので、会長に箱根町の小林教育長、副会長に湯河原町の高橋教育長にお願いすることに決定いたしました。それでは、小林会長よりご挨拶をいただきたいと思います。小林会長よろしくお願ひいたします。
小林会長	本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。先程、事務局から説明がありましたとおり、足柄下採択検討会は、下郡3町で構成しております。平成31年度には、資料2の5ページに記載のありますように中学校の道徳について、小学校の教科用図書については、文部科学省の文章にて平成29年度検定において新たな図書の申請が無かったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととの記載があり、小学校の方は足柄下採択地区として新たに同一の中学校の道徳の教科書を採択することになります。調査員による調査研究については、小田原市と合同で行いますので、調査研究方針などについて協議をお願いいたします。なお、小学校においては採択を行いますが、調査研究は行いませんのでご了承願いたいと思います。教科書採択にあたっては、限られた日程の中での協議となりますので、委員皆様方のご協力により、スムースな教科書採択ができますことをお願いいたします。
事務局： 担当課長	ありがとうございました。それでは、検討会規約第6条の規定により、小林会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。
小林会長	それでは、議事2「採択方針（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局： 担当者	教科用図書の採択方針について説明いたします。4ページの資料1をご覧ください。「教科用図書採択方針（案）」についてのご確認をお願いいたします。（教科用図書採択方針（案）について朗読 ※参考資料2含む）以上で説明を終わります。
小林会長	この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひしま

	<p>す。承認の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>『全員挙手』</p> <p>全員承認ということで承認されました。それでは、教科用図書の採択方針（案）については承認されました。（案）の抹消をお願いいたします。</p>
小林会長	それでは、議事3「調査研究の方針（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局：担当者	教科用図書の調査研究の方針について説明いたします。5ページの資料2をご覧ください。「教科用図書調査研究の方針（案）」についてのご確認をお願いいたします。（教科用図書採択方針（案）について朗読）以上で説明を終わります。
小林会長	先ほど私の方からも申し上げましたが小学校は調査研究会を設けないということで文部科学省のほうからも来ておりますので、それに従いたいと思います。よって調査研究は中学校の道徳のみとなります。この採択方針（案）について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
委員B	3の(3)にある種目ごとの報告が1の(3)と(4)とあるがどこをさしているのか。
事務局：担当	誤りですので修正いたします。
小林会長	それでは報告1のところを2の(3)と(4)ということで修正をお願いします。他にございますか。
委員C	6ページ5の③内容について他の教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているかとありますが、今年、中学校は総合的な学習はない。そうなればこれは小学校用の文言であるから消せば両方に使えると思いますがいかがですか。
小林会長	中学校は総合的な学習の時間はあるのですか。
委員D	あります。道徳の学習については他の教科との密接な関連が必要だと思われます。その要になるのが道徳の時間。ですから特別な教科道徳となつても他の教科との関連は必要だと考えます。
小林会長	今の委員さんからの質問で、総合的な学習は位置づけられている

	のですね。
委員 D	はい。
小林会長	<p>他にはよろしいでしょうか。では、教科用図書調査研究の方針(案)について、ご承認の方は挙手をお願いします。</p> <p>『全員挙手』</p> <p>全員賛成です。ありがとうございました。</p>
小林会長	それでは、議事4「採択までの日程(案)について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局：担当者	8ページの資料3－1をご覧ください。(採択までの日程(案)を朗読)以上で採択までの日程(案)についての説明を終わります。
小林会長	<p>この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。ご意見等がないようですので、採択までの日程(案)について、ご承認いただけますでしょうか。ご承認の方は挙手をお願いします。ありがとうございます、全員承認です。それでは、確認をいたします。皆さんにお集まりいただきたいのは7月12日14時この場所で今のメンバーで行います。そして3町の教育委員及び教育長様は7月20日この場所でお願いします。その後教育委員会に戻っていただき採択をしていただきます。それから8月10日このメンバーで14時から箱根町の郷土資料館で行います。それから一般の教科書の展示会を6月15日から開かれますので是非お目通しいただければと思います。</p>
小林会長	<p>それでは議事5「その他」ですが、皆様から何かございますか。</p> <p>『意見なし』</p>
事務局：担当者	<p>特にないようですが、事務局からは何かありますか。</p> <p>その他として、4点お願いがございます。</p> <p>まず、1点目ですが、教科書採択に関する旅費についてです。各町教育長以外は、採択地区協議会から予算の範囲内で旅費を支給する予定ですので、特に教職員の方は、命令簿による旅費の請求をしないよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>2点目ですが、6月から7月にかけて行われます調査会の会場使用についてです。学校を会場に行われることもあるかと思いますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>3点目です。採択の調査員につきましては、第2回検討会まで非公開としていますのでご了承ください。</p> <p>最後に4点目です。次回、7月12日の第2回足柄下採択検討会で</p>

	<p>は、主に調査員による調査報告を行います。調査研究の方針に沿つて報告を行いますが、委員の皆様もできる限り教科書見本をご覧になつて検討会に参加していただきたいと思います。各町でも見本本の展示会を行っていますので、活用していただきますようお願ひいたします。以上です。</p>
小林会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありますか。</p> <p>『質問なし』</p> <p>これをもちまして、すべての議事が終了いたしました。</p>
小林会長	<p>次第4「その他」ですが、全体を通して何かありますでしょうか。</p> <p>『意見なし』</p> <p>本日は、委員の皆様には、スムースな議事進行にご協力いただきましたありがとうございました。それでは「閉会のことば」を副会長であります湯河原町の高橋教育長にお願いいたします。</p>
高橋教育長	<p>皆様改めましてこんにちは。先ほど副会長に選出されました湯河原町の高橋です。小林会長を補佐し職務を遂行したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。本日は第1回の検討会お疲れ様でした。また全ての議事がご承認されましたこと誠にありがとうございます。今回は中学校の特別の教科道徳が中心になります。昨年の小学校に続きまして、いじめに正面から向き合う考え、議論する道徳であります。そういうことを踏まえて今後採択に向けて進んでいきたいと考えております。次回は7月12日で、調査員による調査報告、質疑等です。皆様またこの会場にご参集いただければと思います。</p> <p>それでは以上をもちまして第一回目の検討会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。</p>